

第 32 回辻堂市民センター・公民館建設検討委員会 議 事 概 要

日 時 平成 30 年 4 月 18 日 (水曜日)

午前 10 時 00 分～11 時 30 分

開催場所 辻堂市民センター 第 1 談話室

出席者

委員長	松本 喜夫 (辻堂地区自治会長・町内会長連絡協議会)
委員	野中 富央 (辻堂地区社会福祉協議会)
委員	小川雄二郎 (辻堂地区防災協議会)
委員	石田 節代 (辻堂海岸団地自治会)
委員	金子 節子 (辻堂公民館評議員会)
委員	池田 潔 (辻堂市民センター)
委員	宮原 伸一 (市民自治推進課)
委員	黒澤 卓司 (生涯学習総務課)
委員	岡田 茂雄 (総合市民図書館)
委員	工藤 秀明 (消防総務課)
委員	阿部 慎次 (消防総務課)
委員	佐藤 繁 (教育総務課)
委員	須藤 和久 (教育総務課)

欠席者

委員	関岡 壽夫 (辻堂まちづくり会議)
委員	松原 和憲 (建設地近隣町内会等)
委員	地域包括ケアシステム推進室

事務局

日原 敦史 (辻堂市民センター)
藤岡 健一 (市民自治推進課)
近藤 清志 (市民自治推進課)

その他

山本 博史 (公共建築課)
屋敷 要 (公共建築課)
椎谷 猶行 (公共建築課)
斎藤 啓介 (株式会社 国設計)
小坂 貴志 (株式会社 国設計)
福光さや可 (株式会社 国設計)

傍聴人

6 人

配布資料

1. 会議次第
2. 出席者名簿
3. 再整備について (お知らせ No. 4)
4. 元神奈川県職員住宅辻堂西アパートの解体工事について
5. 新しい公民館施設についてのアンケート結果報告
6. 条例による手続きの流れ

1 開会

委員長

定刻になりましたので、第 32 回辻堂市民センター・公民館建設検討委員会を開催させていただきます。傍聴人の方、どうぞお入りください。

事務局

傍聴される方は、写真、ビデオ等の撮影、録音をしないようにお願いします。資料の扱いは会議の最後に決定しますので、途中退席をされる方は資料を席に残していただきますようにお願いします。

2 議題

委員長

傍聴人の皆さま、よろしくをお願いします。

では、議題に入らせていただきます。事務局から資料の確認をお願いします。

事務局

次第、出席者名簿、お知らせNo.4、元神奈川県職員住宅辻堂西アパート解体工事について、条例による手続きの流れ、以上が資料です。このほか、A 委員から産経新聞の 4 月 14 日朝刊記事の情報提供があります。

委員長

よろしいですか。それでは、新年度で市の関係課の委員さんなどが交代したので紹介をよろしくをお願いします。

(交代した出席者の自己紹介)

委員長

ありがとうございました。それでは、議題 1、元県職員住宅の解体工事につきまして、お願いします。

B委員

委員長、プリントを渡したと思うんですけど、お読みにになりましたか。

委員長

はい。

辻堂市民センター

「辻堂市民センター・公民館 消防出張所等再整備について」というお知らせにつきましては、4月20日に各自治会に配布させていただくものです。内容としては、一面のところは解体工事のお知らせということで解体工事の概要、詳細は後ほど公共建築課から説明いたしますけれども、内容を載せさせていただいております。

中開きの二面、三面は、去る 1 月 28 日に開催した地区全体説明会でのご質問に対して未回答だったものや、頂戴したご意見カードについて、市の考え方を抜粋で載せております。

具体的には、項番の 1 から 20 までがご意見カードに係るもので、項番の 21、22 が説明会でのご質問に係るものです。

最後のページは全体の工程、大型車両の動線を記載しています。詳細は、後ほど公共建築課から説明させていただきます。

このお知らせを、広報等と一緒に 4 月 20 日に自治会・町内会に配ってまいりたいと考えております。

公共建築課

続きまして、「元神奈川県職員住宅辻堂西アパートの解体工事について」をご覧ください。

元神奈川県職員住宅辻堂西アパートについては、前回の建設検討委員会で工事の内容について説明させていただいたところです。その後、3月に解体施工業者が門倉組に決定し、工程表等が出来上がってまいりましたので、今後、工事説明会を開催して近隣にお住まいの皆さまに報告する予定です。

近隣の学校に対しては、明日、4月19日に高浜中学校、高砂小学校、浜見小学校、白浜養護学校、湘南工科大付属高校を訪問します。

近隣にお住まいの方に対しては、皆さんが出席しやすいよう、週末の日中と、平日の夜間の2回ということで4月22日(日)と4月24日(火)に説明会を開催する予定です。対象は、辻堂海岸団地の1号棟から3号棟までと、ライオンズマンション辻堂海浜公園にお住まいの方としております。

当日は、ご覧いただいている資料を用いて説明します。「1 工事の概要」「2 その他の事項」として記載した部分につきましては、前回の検討委員会で説明したものです。資料の右側半分は、工事の予定工程表と大型車両の動線を追加しました。工程につきましては、4月に入って準備、事前調査、下見を進めており、5月に入ると、まずはネズミやゴキブリの駆除を行いまして、順次、解体する建物の周りに防音パネルを設置し、アスベストの除去、建物の内装の解体を行っていく予定としております。

6月に入りますと、建物本体の解体が始まります。できる限り配慮させていただくところではございますが、どうしてもこの部分に関しましては騒音が大きくなっていく工程となっておりますので、ご理解とご協力をいただけるように努めてまいります。その後、外構を解体し、最後に防草シートを設置しまして、9月18日に工事を完了する予定としております。

裏面をご覧ください。こちらも前回配布した仮設計画図に色を足して見やすくしておりまして、解体施工業者の決定を受け、敷地の北西となる図面の左上に仮設事務所とトイレを追加しました。

また、前回の建設検討委員会でB委員から、敷地外周の仮囲いについて、敷地の角を透明にしたほうが良いのご意見をいただきましたので、敷地の北西となる図面の左上と、敷地の北東となる図面の右上の角については、見通しを良くするために「コーナー透明」と示しました。敷地の南側についてはテニスコートと接している部分になりますので、敷地の南西と南東は特に不要と思っております。

交通整理員については、敷地の東側となる図面の右側を大型車が入り出すこととなりますので、車の量状況によって、整理員が日によって、出入りが多いときは2名、少ないときは1名というように、基本的には東側のゲート付近に配置します。西側のゲートは作業員の通勤車両の出入りがありますので、その際は整理員に西側のゲートに移動して交通整理するように依頼しております。

最後に、元県職員住宅の南側に面する廃道については、解体工事区域内となるのですが、通り抜けていることもあるようです。工事の始まりとともに仮囲いで封鎖していかないと危険ですので、近日中には通行止めの看板を廃道の東と西の両端に設置してお知らせさせていただきます。解体工事が終わった後も、辻堂市民センターの計画地として通行止めのままとしますのでご理解いただければと思っております。

委員長

今今、解体工事についての説明がございましたけれども、委員の皆様ご意見がございましたらどうぞ。

B委員

まず、解体工事の説明会なんですけども、4月22日の説明会の開催案内がすでに配布されているんですね。私たち委員は知らないままに配布されているんですよ。ちょっとそれはどうだということ。やはり日にちがなにからといってやるのではなくて、しっかり建設検討委員会にかけて知らせるべきではないのかと思います。それから解体のこのプリントについてもそうですよね。私たちの知らない間に、もう一部の住民のところについているわけですよ。とてもけしからんと思うんですけれども。

事務局

4月22日と24日の説明会は、辻堂海岸団地の1号棟2号棟3号棟、ライオンズマンション辻堂海浜公園にお住まいの方々を対象にして、元県職員住宅の解体工事について説明するものです。4月22日、日曜日の

日中のほか、24日、火曜日の夜間ということで、お勤めの方もいらっしゃるので、2回設定させていただきま

す。
確かに説明会の具体的な日程は、委員会に対して事前にお示ししていませんが、本格解体に先立って、住民の方々には説明会を開催させていただくという趣旨については報告していましたが、ご理解いただけたと思います。

また、解体工事についての概要につきましても、前回の建設検討委員会でご説明させていただいたところでございます。昨年11月24日の建設検討委員会において、委員の方々からアスベストを含めて解体工事にかかる説明をぜひ一度話してほしいという話をいただきまして1月に建設検討委員会を開催させていただきました。その際の資料をお持ちでしたら、ほぼ内容は変わりないをご確認いただけたと思います。

ただ、公共建築課からご説明したように、工程表につきましては、解体施工業者が3月16日に門倉組に決定してからでないとお示しできないため、前回の建設検討委員会では、そのご説明はしておりません。今回の説明会では、せっかくの機会でございますので工程表も中に入れさせていただいた、という資料になります。

B委員

この委員会の位置付けというのがあると思うんですよ。やはりこの委員会はしっかり通ったうえでないと。前回は、案ですから。今日は決定でしょ。案のまま配布されてるわけですからやはりね、この委員会とは何だ、と疑問を感じるんです。

市民自治推進課

今回の解体工事につきましては、市、行政が責任を持って実施していかなければならないものになります。また、地域住民の方々に対してもご説明していくというのは市が責任をもってやっつけていかなければいけないことです。前回の建設検討委員会では、その説明内容を事前にご報告したものであり、この内容で説明しなければいけないとか、委員の方々の責任において承認、了承いただくというものではありません。ここはあくまでも市が責任をもって説明をしていくということになりますので、その説明内容を委員の皆様にご報告したものとらえていただければと思います。

委員長

建設検討委員会は、今回は説明会には出ません。

B委員

そういうことになっちゃうでしょ。そうすると委員長が説明会に出ないということはとても住民としては不安なんです。

また、この解体というのは大型解体ですよ。普通の一般の解体でも近隣には説明するんですよ。この場合は市が関係しているわけですから市は丁寧に住民に説明しなくちゃいけない。見本をみせてほしいといつも言っているんですよ。ところが1号棟から3号棟までの説明、それとライオンズマンションだけなんですよ。

市民自治推進課

丁寧な説明というのは、市としても心掛けていかなければいけないと思います。ですので、解体に先立ちまして実施した家屋調査の時も、辻堂海岸団地1号棟2号棟3号棟を対象として昨年7月5日と8日、平日の夜と休日の日中に説明会を開催しました。それも丁寧に説明の一環と考えております。この解体工事も同様に平日の夜間と休日の日中ということで、場所を辻堂砂山市民の家、皆様から近いところを選んで、できるだけ来ていただきたいと思っております。説明会の対象となる住宅以外につきましても、4月20日付のこのお知らせNo. 4の中で解体工事の概要をご説明しており、周知を図っているところでございます。

B委員

実は他の地域の町内会からクレームをもらったんです。私たちのほうでも説明会に参加できないのかということ。

もちろん私は自治会として出てますから、1号棟から7号棟まであるんですけども、説明会の対象は7号棟までだと思うんですね。家屋調査の場合は1、2、3関係ありませんでしたがそれは結構です。ですけども、解体というのは音、ほこり、交通量、いろんな専門的なことが絡んでいるんですよね。ご存知でしょうけど。私たちの目に見えないものがたくさん絡んでいるんですよ。素人には分からないものが。

今日、建設検討委員会をやっても、説明会まであまりにも期間が短い。そちらの気持ちも分かりますけども、ですけど、そうではない。やはりその辺が、関係がひび割れる原因になってしまうんですよ。ひび割れを少なくするためには、そういう細かいところをやっていただければひび割れが少なく済むんじゃないかと思うんです。これもひび割れの大きな原因なんですよ。他の町内会からクレームをもらっているんですから。ほこりはこちらまで飛んできます。その説明がないの？

(傍聴人発言あり)

B委員

ですから、これは22日に説明会をする、と事前に配布されているんですよ。自治会の1号棟から3号棟まで。ここで皆さん、委員さんの知らないうちに。そういうこといろいろ絡んできているんです。だからすごい問題、すごく絡んできているから私は慎重にやってほしいんですけども、「はい、いいですね」と言われてしまうと地元に戻ってからまた板挟みになって嫌だなと思います。

市民自治推進課

今、板挟みというお話をいただきました。この解体工事については、委員の方々だとか、自治会長さん、町内会長さんに一切、責任はございませんので、そういったクレームがございましたら市のほうにお寄せいただきたいと思います。考え方も今申し上げた内容ではありますが、ご理解いただけるものと市としては考えておりますし、それは直接お話しさせていただければと思います。辻堂市民センターまでご連絡いただければ、折り返しのご連絡もしますし、場合によっては伺わせていただきたいと思います。

B委員

ここに来るのも大変な方もいらっしゃるわけです。

市民自治推進課

それは、伺わせていただいてもよいと考えています。

B委員

ですから、たまたま通りすがりで「ちょっと、ちょっと、あなた建設検討委員会に出てるでしょ。」ってことで、今どうなっているんですかって聞かれたりするわけですよ。私地元ですから。その話をすると、わざわざ市民センターまで行けないわ、という方もいらっしゃるんですよ。

市民自治推進課

ぜひそれはおっしゃってください。

B委員

それは皆さんそれぞれ色々な事情があるんでね。お電話でやったって埒が明かない部分があるんですよ。

(傍聴人発言あり)

委員長

すいません、会議中ですので私語はやめてください。

市民自治推進課

今おっしゃっていただいたように建設検討委員会に委員さんとしてご出席いただいているのは事実でございますので、それは通りすがりの方にご説明をいただき、その建設検討委員会の中で市が、市民自治推進課の担当者が、とおっしゃっていただいても結構なんですけども、市民センターにお知らせいただければご説明に伺いますということをおっしゃっていただければと思います。

C委員

説明会の日程のことですけど、日にちがもう 22、24 というお話ですけどもこういう説明会で集まっていたときに、一番主催者側として気を遣うことというのはスケジュール調整。こんな間際になっていいのだろうか、もう少し早くできないのかという懸念だと思うんですね。この時にそれは確かに手順を踏んでこの建設検討委員会、この場で皆さんに了承をとりながら、説明していくことが決まれば、非常に綺麗なかたちではあるんですけども、なにをここでとるのかというのが一つであれば、準備に対してのタイミングというのが優先するだろうと思います。手順を早め、建設検討委員会を開き、了承をとっていきこうと、きれいな形にしようとしてもなかなかできないことであろうと。それは望ましいことです。なにを優先するかということであれば、あとから建設検討委員に知らせるということは何事ぞという話もありましたけれど、それは今、私はここで了承します。少し忙しかったんですね、と。しかし、住民を優先して日程を組んだということについては、私は賛成します。

委員長

他にご意見ございませんか。

(傍聴人発言あり)

D委員

私も、22と24日はあまりに日にちがないと、まずそう思いましたが、どうしても3月末、4月と異動もあります。実際その解体をするのに半年ぐらいかかるわけですよ。そうすると、ある程度、準備もかかるのかなと思っています。どうしてかという、何か動いて実際着手していく事務方とか公共建築課の方とか実際の解体施工業者さんとかですけども、今、B委員がおっしゃったように日程的には「えー」と思いましたけれども、実際その少しでも早くいい環境に、というのは感じているんですね。それは委員だからそう思うんでしょ、と思うかもしれないけれども、私たちも今までいろいろ検討して、いろいろ話をしている意見を出させていただきまして、やっとここまで来て、これから今度アスベストを除去してこれから実際何かをつくっていくため進んでいこうと新たな一歩を踏み出そうとしているのは分かるので、それはできるだけ協力したいと思います。

市民自治推進課

4月20日付ですが、お知らせNo. 4を地区内に配らせていただくとともに、解体工事に係る説明会の対象となる家屋に対しては、「元神奈川県職員住宅辻堂西アパートの解体工事について」の紙を4月16日にポスティングさせていただいております。日程が詰まってしまったところ、大変申し訳ございませんでした。

解体工事に係る説明会の開催後は、欠席された方のこともございますので、説明会の結果もしっかりお知らせしていきたいと考えております。

(傍聴人発言あり)

事務局

傍聴の方は申し訳ございませんが、ご発言をおつづみいただきたくお願い申し上げます。

委員長

すいません。これ以上発言されると退場させていただきます。

B委員

公共建築課は、建物を壊した経験ありますか。

公共建築課

解体工事の実績はございます。

B委員

国設計さんは？

公共建築課

解体工事については門倉組さんになっております。

B委員

門倉さんは辻堂ですから。私も存じ上げていますから。どういう工事をするか分かります。説明を受けなくても。ビルを建てるの知ってます。いろいろとやっていますから。見てます現場を。国設計さんも関わっていますよね。

国設計

建物の設計をすることがメインなので、私たちは今回の場合は門倉さんの現場には参加しませんが、たまに解体の現場に携わることも設計者としてあります。今おっしゃっていただいたように、解体とは大変な行為です。解体はやはり周りへの影響が大きく、仮設も難しいと私も思います。

B委員

門倉さんも立ち会うんでしょ。解体の説明には。

市民自治推進課

4月22日、24日の解体工事に係る説明の時には、門倉組にも来ていただく予定です。

B委員

今、市民自治推進課が言ったことは当然だと思うんです。一般住宅の大きな開発のビルを建てる時もやはり業者が来ますから。当然です。市はもっと丁寧にいろいろとやってほしいと言っているわけですよ。やはり民間よりも市は丁寧だよ、すごいよねってそういう風に話をしてほしい。やはりしっかりしたものを提供してほしいと言っているわけですよ。住民の中では「市を信用しています。」という方も実際にいらっしゃるんですよ。皆さんそう思いますよ。実際そうではないということが私たち分かったわけですから。

1号棟から3号棟までではなくて、7号棟まで。来る来ないは勝手ですが、しっかりお知らせしてほしい。文章でしてほしいということもお願いしているわけですけど、それは却下されたみたいなんですけども。それはしてほしい。それからライオンズマンションと辻堂海岸団地だけではなくて、近隣の方も疑問を感じている方もいらっしゃるって耳にしたんで、そのへんも考慮したらいかがでしょうか。しなくてはいけないのでは？と言っているわけです。

このチラシを配っても、リタイアした人、80代の方は細かくて見えない、読めないという方が多々あると思うんですよね。よっぽど目がいい人でないと理解できないと思うんです。

委員長

B委員からの質問に対しては、市で責任をもって説明会をするということです。これは市でやる作業なので建設検討委員の出席は義務ではない。ただ、普通に聞いていただければというふうに。そういう手順で市のほうで責任をもって説明をして、またご質問がある方に対しては市のほうから直接お話に行っていたらいいということですので、今回 22、24 の二日にわたって市のほうから説明をさせていただきたいと思っています。

B委員

個人の意見になってしまうんですけど、文章で出すときには、やはり何週間前かに出すべきです。今回の建設検討委員会ももっとひどいんですよ。ですから多々あるんです。色んなことが。議事録も早く出してほしいなんて言ったって後になってくる。そういうことだからこういうことになってしまうんですよ。都合よくやっているのではないの？と捉えても仕方がないと。いつもそのように来るんだからまた変わってるなと思うんですけども、委員会を1月にやらずっと今までありませんよね。その間、何をしていたのかということは私たちには分からない。

委員長

事務局のほうにお願いします。建設検討委員会の委員長、あるいは委員さんには1週間前に出してください。

B委員

市の考えがあるはずですので、それに則ってやってほしいと思います。

委員長

解体につきましては、説明会を22、24日に市が説明するというご承知ください。

それではサークル連絡会の意見交換について辻堂市民センターから説明をさせていただきます。

辻堂市民センター

資料の中に「新しい公民館施設についてのアンケート」ということでその結果を入れています。これは、公民館を利用されているサークルさんを対象として、今年の1月に実施したものでございます。この結果を受けまして、3月2日にサークル連絡会が主催した研修会で意見交換をさせていただきました。今回はこのアンケート結果を皆様にもご報告させていただきたいと思っております。

少しページをめくっていただいて、スライドの9番は、ドアが開き戸なのか引き戸なのかご希望を聞いたものでございます。スライドの11番は、今のこのセンターの間口の広さを基準にして希望を質問をさせていただいたものでございます。スライドの13番は、部屋の収納の必要性です。この委員会を開催している談話室を見ていただいても、特に荷物を置く場とか収納はございません。コートをかけるところなど、新施設の諸室についてはどうかということを質問したものでございます。

スライドの15、17番は、それぞれの部屋についてホワイトボード、スクリーンについての必要性を伺ったものでございます。このあたりは、サークルさんによって必要、不要の回答が分かれています。実施設計で盛り込むものについては対応していきたいというように考えております。

スライドの20番、椅子、机につきましては、この委員会を開催している談話室でもその都度椅子、机動かして使っております。全体的に言いますと軽くて動かしやすいもの、安全なものというご意見をいただいております。空調については、現在、季節に応じて大元で冷暖房を切り替えており、照明につきましても、LEDが出回り始めた当初のもので非常に暗いというご意見をいただいております。新施設では、それぞれの部屋で十分な照度の確保、また空調についても温度設定できるようにとお話いただいておりますので、それについては対応できる範囲で対応していきたいと思っております。部屋の収納については本当に意見が分かれるところでもございます。収納を設けると、その分、部屋の面積が狭くなってしまいうということもございます。ただ、逆に収納がないと荷物を置く場所がないので部屋の使い方が不便だということもございますので、このへんも十分に打ち合わせて、対応していきたいと思っております。

スライドの 23 番ですけども、窓のカーテンとブラインドについては、ブラインドがすぐに壊れたり、カーテンにしても汚れ等が目立ってしまうところもございませう。直射日光をどうしても防ぎたいということがございませうので、そのあたりは今後の検討の中で、最も部屋にふさわしいものを選んでいきたいと考えております。水・ガスにつきましては、主に調理する実習室を普段利用されているサークルさんのご意見を更に詳しく伺って、考えていきたいと思ひます。ドアにつきましては、やはり軽いものをというお話がありました。

その他のところで最もご意見が多かったのは、食事ができる場所が欲しいということございませう。今、辻堂市民センターについてはホールの前に若干のスペースしかないですけども、そちらでお願いしているような状況ございませう。藤沢公民館が労働会館と合築することになり、ルールが変わる可能性ございませう。また、新施設のうち、少なくとも交流スペースについてはある程度ルールをつくらせていただいた上で、飲食等は出来るようにしたいと考えております。モニターが必要ですね。

今、辻堂市民センターでは階段のところいろいろなポスターが貼ってあります。数が多くあるために全然印象に残らないというご意見もいただいておりますので、そのあたりも整理させていただいて、例えば、スライドして掲示するようなもので順番に出していくとか、そういったことも考えていきたいと思ひております。

その他、いろいろいただいております。これについても、国設計さんとも調整させていただき、5 月までに市の考え方を整理し、また、内容によっては利用者の皆様にご判断をお願いすることもあるかと思ひますけども、そのような流れで進んでいきたいと思ひております。これについては、本当に利用者目線からのご意見をいただいておりますので、可能な限り実現していきたいと考えております。

委員長

ありがとうございます。私たち委員のほうでも一応見ていきたいと思ひますけれどもいかがでしょうか。

B委員

このアンケートはサークルに所属する人、全員にとつたんですか。それとも一部の人だけですか。どういう形でとつたんでしょうか。

辻堂市民センター

サークルさんにご連絡させていただき、サークルさんに何枚かお配りした上で、もし不足するようであればお知らせいただいて、追加分の回答用紙をお渡しさせていただいたと記憶しております。

B委員

専門家ですと、ドアなんてこれからバリアフリーの時代だし、引き戸がいいに決まっているんですよ。あくまで参考だと思ひるので、それをどうのこうのではなくてね、やはりこれからの高齢、障がい者に優しい建物ということであれば。

辻堂市民センター

実施設計の中で反映できるものは反映していくということです。

B委員

ですから、これをもらってパツと答えるというのは出来ないわけですよ。事前に配ったらどうですかと。宿題を与えてくれればいいんですよ。

委員長

このアンケート結果を持っておいて、設計の報告の時によく注意をしてください。

B委員

ですからこちらもそういう希望があるじゃないですか。私が何でそういうことを言うのかというと、入口がショッピングセンターみたいなきらびやかな、どこか東京のど真ん中にあるような外壁になっているから言うんですよ。そういうのがありますからしっかりと、ここでもらってサッとやられるとちょっと困るんです。やはりこれは宿題として与えられるとね。

辻堂市民センター

これはあくまでもサークルさんのご意見として承っております。それを皆さんに情報提供させていただいたということでございます。扉の問題につきましても、バリアフリーをもちろん基本にしまして、例えば音楽室とか防音性の関係も出てまいりますので、そのへんは十分話をさせていただいて、選択をしていきたいと思っております。情報提供ということでご理解いただきたいと思えます。

委員長

では、次のお話をよろしくお願ひします。

公共建築課

A3横おきの「条例による手続きの流れ」と書かれているものをご覧いただきながら説明させていただきます。今回の辻堂市民センター・公民館、消防出張所の整備の計画につきましては、藤沢市の開発業務課が所管する「藤沢市特定開発事業に係る手続及び基準に関する条例」というのがございまして、一定の規模以上の大きな規模の建物、事業を行う場合に手続きが必要となります。

今回の計画につきましては特定開発事業に該当することから、今後この条例の流れに沿って手続きを行うものとなっております。手続きは、お手元の資料の流れに沿って進めていくこととなりまして、矢印の順となります。

まずは、ページ左の「計画段階における住民周知期間」という縦長の矢印で書かれている範囲の第一段階として説明会を開催していくということになっております。その説明会を開いていきますという事前周知としまして、標識の設置というのがございます。「特定開発事業お知らせ板」と書いてある第9条のところです。特定開発事業のお知らせ板を今後、テニスコート、元県職員住宅といった計画地の敷地四面の道路から見えやすいところに設置をしていくことになっております。このお知らせ板を今後、設置していくというご報告です。

このお知らせ板は、まだはっきりしませんが、5月の中旬程度を目安に設置していくという予定としております。大きさはだいたい高さ90cmぐらい、横は1m60cmぐらいの大きめの看板となり、記載内容は事業者名を藤沢市とし、あとは事業名称、建物の規模ですとか、今までお配りさせていただいた配置図のようなもので土地利用計画図、建物の四面の立面図、計画後の地面の高さがどうなるのかというような造成断面図となります。

手続きの流れといたしましては、特定開発事業のお知らせ板を設置して10日以上経過した後に関係住民の皆様へ説明会を開催していくこととなります。説明会開催後には関係住民の方は、ご要望があれば要望書を開発事業者である藤沢市に提出することができるようになっております。

この関係住民は条例で定義されていまして、資料に「関係住民の範囲」と記載しています。この範囲に該当する方々、近隣住民、周辺住民の方々を合わせて関係住民というように定義されています。今後、その方々には説明会の一週間以上前に開催通知を送付させていただきます。

その後も、フローに沿って手続きを進め、場合によっては先ほどご説明したように関係住民からの要望書の提出、市からの見解の通知があり、事前説明報告書を10日間縦覧しまして、そのときにまた改めて関係住民は意見書をご提出いただく機会があり、それについてやり取りする制度となっております。その後、事前協議申請書をまとめ、計画段階の住民周知が終わります。

計画段階の住民周知が終わりましたら、事業段階における周知期間がありまして、また改めて同じような予告板というのを現地に設置します。その後、関係住民のご要望があれば、改めて説明会を開催させていただき、市の関係各課との協議を経て、法律に基づいた手続きを進めさせていただくという流れになっております。

本日は、お知らせ板や予告板といった標識を設置していくことについて、ご承知おきいただければと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

A委員

防災協議会からご報告させていただきたいのが2つあります。新しいセンターの防災上のいろんな不具合が、出来上がった後に出てはいけないなと思っております。

そこで二つのことがあります、一つは2階まではなんとか車いすでも容易に行けるという設計になっていると思います。2階から3階、3階から屋上となると階段です。階段も幅が車いすの両脇に人が立てるほど広くないと。それが、若干の不満を言わせてもらえば、いろんな希望を出していますけれど、あまり良いレスポンスがない。要するに言っても変わらない。公共建築課も市民の立場になってどういう施設であるべきかということをご指導していただきたいように思っておりますが、それは大したクレームではない。

防災協議会では5月27日にグランシティで、車いすでの避難訓練をします。そういう結果を踏まえながら、2階から3階に上がる階段に斜めの板、要するにギザギザにしたような、階段にはまるようなものを持ってくるとすごくやりやすい。いずれにしてもできないことを文句言ってもしょうがないので、できる範囲でやるということを努力しております。できる限りできるところはやってほしい。

特に今度できることをやってほしいと思うことが今日お配りした、トイレで水洗というシステム。これは井戸を是非掘っておいてほしいという強い希望で、ここに非常用トイレに下水管の上に便器を乗せて、そこに井戸をつなげておいて水洗になるもの。これは14日の産経新聞の朝刊に載っていて、これを是非やっておいていただけないかと。始まった時から申し上げているんですけど、ここで一応リマインドしていただけると嬉しいと思います。もちろんセンターを建てるに当たって、手続きであるとか広報の手順であるとか大変重要なことであると思いますが、今アンケートで話題になっていたように中身をどうするかというのがとても大事なことだと思います。これからは引き戸にするかということも含め、どのような災害対応をすべきかというのがありますので、ぜひその中身に入ってディスカッションする時間をほしいなという具合に思っています。特にトイレが一番大変なのは実は学生さん。児童さんなんかでしゃがんでうんちできる人はいるのか。それからおしりもしっかり拭けるのはいるのかと。後ろにひっくり返ってどうにもならないんで、結局トイレに行かなくなって水分を取らないということになるんだろうと思います。

B委員

私からよろしいですか。今A委員がおっしゃったことは尤もなこともあるんですけど、この話は基本なんですよ。それならもう、そういった段階の話ではなくてですね。

A委員

ここであとひと押ししておきたい。しつこく。知らない人も分かるって思いもあるし、しつこく言わせていただいています。

C委員

私からは、動物を連れてくる人の対応について。具体的には、外で犬は待っていてちょうだいということなので、日陰をつくるため屋根をつけてやる。水をちょっと飲ませてやる。そういうスペースが配分できるのか。実施設計で具体的になるのかな。もしそれが採用されるならばですね。

こういうサークル利用者の方からは意見は何も出てない。実際には公園なんかで犬を連れていて、散歩をしていてコミュニケーションをとっているからですね、やはりちょっと申請手続きしたいが、犬連れていってこのままでいいや、外へ繋ぐ。よくスーパーなんかでドアの取っ手に縛り付けて、それで待っていて可愛いわね、とか触ってはだめよ。とかなる世界でですね。新しくあそこに犬を連れていっても大丈夫と、室内は入れるんじゃない、補助犬ではないから。それについての対応もソフトな面で設計に入れていただきたい。

もう一つは、新しい庁舎を見させていただきました。案内板がありました。新施設も同じだと思うんですが、外国人への案内に対して、何か国語くらいは最低必要だろうねとか、それを全部書いたら遠くから見えないねとか、足りないから見えるようにしなければいけないとか、そんなことも恐らく内部では揉んで揉んで揉んだ結果が今の市役所の姿だろうと思う。

そういう、どの程度まで日本語だけで済ませるのかということもあります。

A委員

去年の11月の辻堂小学校の防災訓練で犬を連れてきた人がいて、でも犬を連れてきてどこにいるんだ、鉄棒のところに括り付けておくぐらいしかアイデアがない。そこでキャンキャンワンワンされてもどうしていいかわからない。実際はどのようにしたらいいのかという地域の中でのディスカッションができてないんだ。

そうすると、犬の飲み水はどうするかということも含めて、要するにどこか場所を決めとけばいいだろうと最初は思っていたけれど。建て替えをチャンスに、全部は解決できないけど、ディスカッションするよな。もし必要だったら、例えば市、協議会だとか防災協議会とかテーマをおろしてもらってどのようにここでは希望があるかとか、どんなアイデアがあるのかおろしてもらって、また吸い上げてもらえば、我々今、自主的に階段を車いすで上がっていくのをどうするかということを中心に条件の中でできるかどうか用意していて、木の板を横に置いておこうという話を今していますが、そんなこともできたらより良いものができるかなという話です。

B委員

そういうことをやるのがワークショップというんですよ。ワークショップというのは一般の人、いろいろな人を集めて。私たちここにはたった4人しかいないんですよ。委員さんの声だけなんです。ではなくて、この住民の声を吸い上げるのがワークショップということで、是非ともやっていただきたいと思います。それは前にもしっかりと要望したと思うんですけども、そういう声を住民から吸い上げてもっと私たちの考えている以上のものが出てくる可能性もあるんですよ。専門家の人がいれば、是非ともワークショップを早急にやっていただきたいと思います。是非ともお願いいたします。やっていただけるんでしょうかね。

辻堂市民センター

ワークショップをやるのが目的ではなくて、いかに皆さんのご意見を集めるかということです。以前、テーマ設定してやらせていただいた時は、そのテーマ以外のことで逆に皆さんにご迷惑おかけしてしまう結果になりました。ご意見を伺う方法は多々ございますので、その時にどういう方法が必要かというのは皆さんともご相談させていただいて、テーマにあった最も効率的にご意見を集められる方法を考えてやっていきたいと思っています。ワークショップが全てだとは考えておりません。

A委員

私が申し上げたのは、それぞれの地域団体の代表に意見を聞いて詰めていくことが重要なのではないかと申し上げているだけで、一般住民の聞くという漠とした意向の意見集約という場面ではもうなくて、具体的にそれぞれの図書館で使う人とかというような形のニーズでないと集約はできないと思いますけど。

B委員

違いますそれは。いいですか。私も福祉関係の資格を持っているので、やはりしっかり階段のところに板をつけて、上がるというのは非常に難しいです。素人としては一歩外したら転げちゃいますから。ですからやはりね、新しく作るんですからそんなのなしで出来るような物を作ってほしいんですよ。板をつけてやるというのは普通の人は考えます。でも押すほうも大変だし、乗っているほうもきついです。されたことありますか。乗ったこと。大変ですよ。

A委員

やっていないわけではないし、多分私のほうが詳しいと思いますけど。

市民自治推進課

いろいろなご要望につきましては全部を解決できないが、できるところを解決し、工夫して行ってほしいという話。あとは、地域団体の中でもこういうことを検討して行ってほしいというお話かと思います。既に実施設計に入

っている段階でございます。基本設計を1月末に終了して、それを地区全体説明会でご説明し、その後、実施設計に入っていくという段階でございますので、今ご意見いただいたように全てを解決できる、盛り込めるものではない、ということは申し訳ないんですけどひとつご理解いただきたいと思います。そのうえで、反映できるものはないだろうかというヒントは今いただいた部分がありますので、その部分については盛り込めるものがあれば検討させていただくということでございます。

A委員

アイデアで盛り込めるものは盛り込むというのではなくて私が言っているのは、センターとして大事な要件を守っていただくためにその中で守るため、十分ないくつかのアイデアを出してもそれが全部叶うことはないかもしれない。だから優先順位の高いほうから是非やってほしいと言っているんで、やれるからやりますではないんです。これは大事だからやる。これもやってほしい、これもやってほしいと山のように要求を並べてそれを全部、「やってないではないか」とは言わない。優先順位をつけて2階まで斜路を作ってくれてありがとうございます。2階から3階にできないのならば、階段を少し広げてと言ったら広がらない。外階段で下手したら螺旋階段でできないのか、というような話になっている。そここのところプライオリティを考えるともう一步進まないといけないのではないのか。3階から上がるのにはどうすればアイデアがあるの？というのを要求するだけではなくて防災協議会で具体的にやっています。車いすでグランシティの屋上まで上がったたり、どうしたら持ち上がるのかということをやったり、補助的な道具がないのかということをやったりしている。その中で、もう少しできることは何かなど地域でもやっているの、参考にしていただけると嬉しいと思う次第でございます。

とりあえずセンターに一番重要な目的に防災性能を高めるというのがあるからそれは外せないとして、その中で何もかもやれとは言わないから、やれるだけやってよと言っているわけで、そのためには我々地域もやりますよ。

B委員

防災拠点となる福祉施設が充実していれば利用者側は何も揉めないはずなんです。バリアフリーになった、入り口が広くなったりとか、階段は緩やかになったりとか。そのへん根本的なところがやはりしっかりなされてなかったということが、ここにきていろいろなことを引き起こしている。いろいろなことをするにはお金もかかるわけですよ。検討するにもお金がかかるし、設計屋さんにもお金がかかるし。また作った後もお金が発生する場合もあるでしょう。だから見通しが甘かったというのかな。それは反省だと思うんです。今後ないようにしていただきたいと思います。

もう詳細設計に入ってしまうとほとんど変更することができないと思いますので、市の立場と住民の立場を、市は作るほうだけど私たちは市にお願いして作ってもらう立場だから。利用するのは住民ですから、作った後のコストの問題とか細かい部分もしっかりしてから皆さんに提供しなければいけない。大雑把でした、なんか東側に入り口を作る、北側に建物を作るなんてそこで決まって、大型バスも入らないような設計で。だから私は説明会で素人設計と言ったのはそこなんです。

そここのところをしっかりクリアにしない限り作った後にも不平不満が出てくると思うんです。そうならないようにA委員もいろいろとおっしゃってくださっているわけですけど、是非ともそれはいい面を取り入れてお金はかかるとは思いますがやっていただきたいと思います。

市民自治推進課

トイレ、ペットを含めた来所の仕方であるとか、掲示板の話などいろいろありました。実施設計で生かせるところは生かしていきたいと思っておりますし、逆にやれることではなくて、やるべきことはしっかり対応していきたいと思っております。そのへんは宿題として検討させていただければと思います。

委員長

回答があったように進めていただきたいと思っているのでよろしく願いいたします。では、事務連絡のほうに。

B委員

その前にちょっといいですか。その他一言言わせていただきます。

家屋調査の結果、ありがとうございます。届いたので住民の方喜んでいました。しかし、持ってきてくださった時間が午後7時少し前とか夕飯の支度の時で非常に困ったということをおっしゃってました。多分上司の方がそう許可したんだと思いますけど、勤務時間外です。そのようなところ今後騒ぎになったらどうするのかと感じました。余計なことなんですけど。それで夕方ピンポンされて、市役所からですと言われたら「私、何かしたかしら」とドキッとしたという方がいて心臓によくなかったと。だから事前に何月何日の何時ごろに伺う、と予定をらせてくだされば掲示板します。それも亀裂が入る原因になるんです。細かいことなんですけど、そうなるんですよ。事前に知らせてほしかったなど。ですから出なかった方もいらっしやるようです。午後7時過までいらっしやって、「おやめになって」とはっきり言いました。上司の方は何時ごろまででもいいかもしれないですけど、そうではないとご指導いただきたいと思いました。

それともう一件。日照の問題で冬至の時のことを説明された件で、2回ほどこの委員会で、してませんよと言ったんですけども、来ていただいてありがたかったんですが最終的に途中までで終わってしまったんですよ。その後どうなったか。その後の話がなくて、それが午後5時まででした。私もヒアリングする時は何時で終わりですと相手に伝えなくてはいけなかった。私も聞かなかったのは悪かったと思うんですけど、受ける側ですから何時でもいいですよ。でも午後5時になったらお帰りになったんですね。そういうところは勤務時間内ですからしょうがないですよ。それは分かっていますけども。冬至の時の私の家のところの説明が不十分だということがありますので、もう一度来ていただきたいと思います。今さら来てもどうにもならないかもしれませんが。やはりそのへんは少し納得いかない部分がありますけど。まだ何件かあるようです。

市民自治推進課

B委員からお話をいただきました件ですが、新施設から生じる日影の影響は各戸ごとに状況が異なるため、辻堂海岸団地1号棟、2号棟、3号棟の各戸を10月に訪問しました。その際、B委員をお訪ねしなかったという話ですが、実際にはその時は路上でお話させていただきました。けれども、それではお話にならないだろうということで、先日、辻堂市民センターの職員と私の2人で訪問し、別室にご案内いただきまして、そこで1時間ほどお話をさせていただきました。B委員の住宅への日影に係るご説明と、皆様方にご説明した内容の説明が一度終わった後、その他のお話に入られたと考えております。ほかの方々にご説明した際にも1時間の時間をとっておりません。ですので、他の方々に説明させていただいたものと同様ということであれば、十分に説明させていただいたものであると考えております。

B委員

個別に訪問して丁寧に説明するというのを確か言っていたはずですが、そのところが欠け落ちていると思っております。

委員長

分かりましたので、必要あるものを後ほど事務局のほうから回答させていただきますのでよろしくお願い致します。それでは事務連絡をお願いいたします。

事務局

本日の会議内容を整理させていただきます。まず報告事項といたしまして、元県職員住宅の解体工事については、「お知らせNo.4」「元神奈川県職員住宅辻堂西アパートの解体工事について」こちらの2点を使って担当課から説明させていただきました。

ライオンズマンション辻堂海浜公園と辻堂海岸団地1号棟2号棟3号棟を対象とした解体工事の説明会を、22日日曜日、24日火曜日に実施させていただき、その他近隣施設につきましては19日に説明させていただくというご報告をいたしました。

サークル連絡会の意見交換につきましては、辻堂市民センターのほうからご報告させていただきました。什器、設備などのあつらえ、それから施設の運用についてのご意見を紹介をさせていただいたところでございます。そういった施設運用などソフト的な面につきましてはご意見をいただく場面があるかと思えます。後でA委員からもお話いただきましたように全部を解決できないけれども、地域団体などでも検討するというような場がほしいというようなところに繋がっていかうと思っております。また、そういったご意見を基に辻堂市民センターをはじめ、市の関係各課と設計事業者で庁内ヒアリングを実施していきまして、詳細設計を進めさせていただくという予定でございます。

また、条例による手続きの流れをご説明いたしました。条例の正式名称は、藤沢市特定開発事業等に係る手続及び基準に関する条例でございます。この中のポイントといたしましては標識を設置させていただきまうことと、その後説明会を開催させていただくというものになります。これらは法律、条例に基づくものになってまいりますのでその内容は委員の皆様にも情報提供をさせていただこうと考えております。

建設検討委員会の開催のお知らせについては大変申し訳ございませんでした。今後、2週間前までに開催をお知らせさせていただこうと思っております。

その他、災害時の扱いについて、2階からより上階に上がるときにできるだけ工夫をというお話と、災害時にも水洗トイレを使えるようにというご要望がございました。

また実施設計のなかでサークル活動の要望は分かったが、地域団体でも検討できることはあるということ、動物が外で待っているということであれば、日さしや水飲みというのが必要になるのではないかという視点も必要ではないかというお話がございました。

それと、B委員からお話があった家屋調査の結果報告を個別に配布されたのはありがたかったけれども、その時間を事前に伝えてほしかった、でないとな突然のことなので少し困るという人も出てくるというお話と、日影の説明について丁寧な説明というところが欠け落ちているのではないかというご指摘がありました。これについて委員長からは、事務局からご説明するようにとご指示がありました。以上が本日の会議内容の整理になるかと思っておりますのでよろしく申し上げます。

本日の配布資料の扱いでございますが、この資料は特に公開して問題なく、傍聴人の方々におかれましてもお持ち帰りいただいてよろしいと思っておりますので、委員長よろしく申し上げます。

委員長

委員の皆さん、資料はお持ち帰りいただいてよろしいですか。それでは委員さんに確認できましたので、本日の資料はお持ち帰りいただいて結構でございます。

B委員

最後いいですか。解体に係る説明会はライオンズマンションの方と海岸団地の1、2、3号棟のみですか。その他ほかの方たちは来てよろしいでしょうか。

市民自治推進課

今回の解体工事につきましては、家屋調査と同様に、影響が大きい範囲とさせていただいておりますので、辻堂海岸団地1号棟2号棟3号棟、あとはライオンズマンション辻堂海浜公園にお住いの方々を対象させていただきます。

B委員

辻堂地区全体に対してはしないのですか。

市民自治推進課

辻堂地区全体に対しては、お知らせを配布しています。

B委員

聞きたいという方もいらっしゃるんですよ。

市民自治推進課

そういう方は辻堂市民センター窓口になっておりますので、ご意見、ご質問をお寄せいただければと思います。

B委員

それはまずいと思います。辻堂海岸団地は1号棟から7号棟までありますから。家屋調査をしたからといってそこで1、2、3号棟ではなくて、いろいろ問題があるから辻堂海岸団地として持ってきているんですから、そこは1号棟から7号棟まで。それから近隣も関係するわけですよ。それは音の問題ってすごく響くんですよ。だからしっかりそのへん要望しているんですよ。隣の自治会で、町内会は。そういう人もいるんですよ。ですからやはりそこはしっかりやってほしいんです。

市民自治推進課

辻堂海岸団地管理組合には理事会にお邪魔させていただきまして、ご説明をさせていただいたところでございます。今回の趣旨といたしましては、特に影響の大きい1号棟2号棟3号棟、ライオンズマンション辻堂海浜公園ということで考えていることに変わりないのですが、その内容を聞きたい方がいるということであれば、ご出席いただいて内容を聞いていただく分には差し支えないと思います。

B委員

その旨をその方にお伝えいたします。それから今少し出たんですが、管理組合とお話したというんですけども、管理組合の中に自治会関係が入っているのではないかと思うんですよ。ライオンズマンションは自治会はありませんから管理組合でよろしいと思うんですけども。うちのほうは管理組合と自治会というのが2つありますので、組織はそれぞれ違いますので管理組合のものであればいいんですけど。この文章読んでこれ自治会関係ではないの？と無きにも非ずなんですよ。だからそのへんだと管理組合は責任負えないんですよ。私のほうも協定書結びませんので関係ありませんから。

(傍聴人発言あり)

4 閉会

委員長

本日の会議は閉会させていただきます。次回につきましてはできるだけ早くご連絡いたしますのでよろしくお祈りします。